



監査品質の マネジメントに関する 年次報告書

2025

Contents

I. 監査品質向上に向けた取組み及び事務所概要

1. 代表からのメッセージ	P. 4
2. 事務所概要	P. 5

II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤	P. 7
2. 組織・ガバナンス基盤	P. 10
3. 人的基盤	P. 14
4. IT基盤	P. 19
5. 財務基盤	P. 21
6. 国際対応基盤	P. 22

III. 監査法人のガバナンス・コードの適用状況



I. 監査品質向上に向けた取組み 及び 事務所概要

1. 代表からのメッセージ

当法人は、誠実であることを大切に、クライアントと社会をつなぐパートナーとして、資本市場および国民経済の健全な発展に寄与するという経営理念を掲げ、大手監査法人の出身者により設立されました。

当法人では、一人ひとりの公認会計士が、これまでの経験を生かし、会計・監査の専門家として高品質かつプロフェッショナルなサービスを提供してまいります。

また、株式上場支援やアドバイザリー等の監査以外の業務についても、監査で培った経験を基にプロフェッショナルな視点から適切なアドバイスやサービスを提供することができるよう体制をとっております。

さらに、当法人では、独立性を重視しつつ、高品質の会計・監査業務を提供できるよう品質管理に重点を置いた体制を構築しており、品質管理を最優先とする業務遂行の確保に努めております。社員及び専門職員は経験豊富な公認会計士を中心に構成され、一人ひとりが職業的専門家として自由闊達な意見交換を行える風土を醸成、維持することで監査品質の向上に組織的・継続的に取り組んでおります。

あやめ監査法人
代表社員 余野 憲司

2. 事務所概要

- ① 名称 あやめ監査法人
- ② 英文名 Ayame Audit Corporation
- ③ 設立 2022年6月6日
- ④ 代表 余野 憲司
- ⑤ 所在地 〒530-0043 大阪市北区天満2丁目1番27号
- ⑥ 構成人員 社員6名
非常勤職員 16名（うち公認会計士15名）、事務職員1名
- ⑦ 沿革 2022年6月 当法人設立
2024年10月 上場会社等監査人名簿への登録

【監査証明業務の状況】

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	うち大会社等の数
金商法・会社法監査	— 社	— 社
金商法監査	— 社	— 社
会社法監査 ※	3 社	— 社
準金商法監査	1 社	— 社
その他の法定監査等	— 社	— 社
合 計 (※)	4 社	— 社

(※) 会社法監査の中には、会社法監査及び準金商法監査両監査対象クライアント1社含む

【非監査証明業務の状況】

(2025年6月期)

種 別	区 分	
	総 数	うち大会社等の数
対象会社の数	6 社	— 社



II. 経営管理の状況等

1. 品質管理基盤（1 / 3）

当法人は、継続的に監査品質を高めるため、品質管理担当責任者を選任し、品質管理活動に取り組んでおります。

また、当法人では「監査の品質管理規程」及び「審査規程」において監査業務を適切に実施するための職業的懐疑心の保持及び発揮、独立性の遵守の重要性や、監査業務の実施における業務執行社員による指示、監督及び査閲、適切な審査等の実施を担保するための具体的な手続について定めております。

さらに、品質管理担当責任者は「監査の品質管理規程」をはじめとする監査の品質を担保する各種規程及び関連するマニュアル等を制定・更新し、所属する専門要員に周知しております。

なお、当法人は、次代の日本経済の発展に寄与する誠実なクライアントの支援を通じて、安心かつ活力に満ちた資本市場の実現に貢献するため、品質管理体制を強化し、2024年10月に上場会社等監査人名簿への登録を行っております。

1. 品質管理基盤（2 / 3）

① 職業倫理の遵守と独立性の保持

当法人では、公認会計士法及びその関係法令、ならびに、日本公認会計士協会が定める倫理規則等の各種規則等を理解し遵守することを監査チームに義務付けております。

② インサイダー取引防止

当法人は、「インサイダー取引防止に関する規程」を策定し、非常勤職員を含めた全職員に対してインサイダー取引を防止するため、自己のためにする業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書の提出を求めており、誓約書を入手しております。

③ 内部通報制度

当法人では、「不服と疑義の申立てに関するマニュアル」を策定し、内部通報制度（監査ホットライン）を制定しております。監査ホットラインの通報先について、当法人内の監査ホットラインの他、弁護士のホットラインをおくこととし、通報者が不利な取扱いがなされないようなルールとなっております。

1. 品質管理基盤（3 / 3）

④ 独立性の保持

当法人では、「職業倫理及び独立性に関するマニュアル」を策定し、すべての専門要員がこれを遵守していることを確かめることとしております。品質管理担当責任者は、すべての専門要員に対して、独立性の規程を遵守していることを確かめるため、毎年4月及び必要となる時点において「監査人の独立性チェックリスト」の提出を求めており、すべての専門要員より、独立性の阻害要因がないことを確認しております。

なお、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当責任者は、独立性に対する阻害要因の除去又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードの適用を行うこととしております。

⑤ ローテーション制度

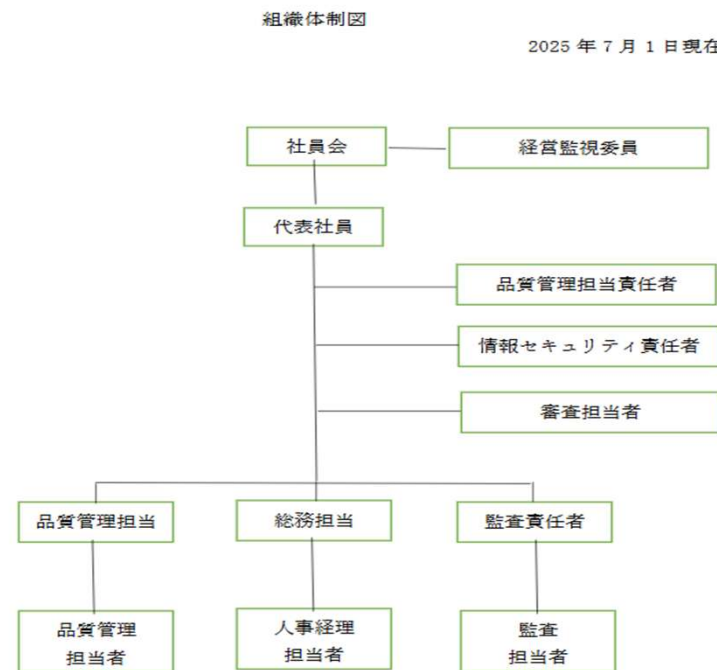
当法人は、「ローテーション運営マニュアル」を策定し、監査責任者等のローテーション制度について規定しております。

品質管理担当責任者は、「ローテーション管理表」により、監査業務のローテーションの適正な運用管理を行っております。

2. 組織・ガバナンス基盤（1 / 4）

当法人は、監査法人の最高の意思決定機関として社員会を設置しており、法令定款等に定められている事項、監査法人運営上の重要課題事項及び品質管理に関連する重要な事項を決定します。

監査法人の最高責任者は、法人を代表する他、監査業務の品質に関する最終的な責任を有し、品質に関する説明責任を含む責任を負うこととしております。また、品質管理システムの整備及び運用、並びにモニタリング及び改善プロセスの運用責任者を品質管理担当責任者としています。



2. 組織・ガバナンス基盤（2 / 4）

① 経営の基本方針

当法人は、誠実であることを大切に、クライアントと社会をつなぐパートナーとして、資本市場および国民経済の健全な発展に寄与するという経営理念を掲げております。

当法人では、社会的独立性を重視しつつ、高品質の会計・監査業務を提供できるよう品質管理に重点を置いた体制を構築しており、品質管理を最優先とする業務遂行の確保に努めております。社員及び専門職員は経験豊富な公認会計士を中心に構成され、一人ひとりが職業的専門家として自由闊達な意見交換を行える風土を醸成、維持することで監査品質の向上に組織的・継続的に取り組んでおります。

② 経営管理に関する措置

当法人の経営管理に関する措置に係る意思決定機関として「社員会」を位置づけております。社員会を毎月開催し、重要な意思決定を行っております。この他、毎週、定例会議を開催し、社員間の情報共有を緊密に行い、課題の解決について議論を行うことで、ガバナンス強化を図っております。また、外部の経営監視委員により、ガバナンス体制の監視を行っております。

③ 法令遵守に関する措置

当法人では、公認会計士法等の関係法令遵守の他、日本公認会計士協会より公表される倫理規則等を遵守し、会議やメール発信等により、法令遵守について周知徹底を図っております。

2. 組織・ガバナンス基盤（3 / 4）

④ 監督・評価機関（選任理由）

当法人は、小規模監査法人のため、監督・評価機関を設けておりませんが、外部の経営監視委員を評価者として迎えており、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保しております。なお、今後、経営監視委員による評価者及び代表社員により構成する評価機関の設置を検討しております。

経営監視委員には、監査法人からの独立性を一定程度確保するとともに、独立性ある第三者の知見を活用する仕組みとなっております。

経営監視委員は、当法人の被監査クライアントに対して独立性を有した有識者の中から、当法人における監査従事者ではなく、かつ、その就任前においても当法人において監査従事者であったことがない有識者を選任しております。また、経営監視委員は、大手監査法人におけるパートナー経験者として、監査法人の運営に関する知見、経験を有する有識者を選任しております。

経営監視委員には、社員会への出席等により、外部の独立した立場から監督いただくとともに、当法人の品質管理の強化につながる助言を期待しております。

2. 組織・ガバナンス基盤（4 / 4）

⑤ 経営監視委員による評価（期待する役割）

当法人は、経営監視委員に対して、下記のような事項に対する監督・助言・提言を期待しております。

- 監査の品質管理を一定水準以上に保ち、経営機能の実効性向上を図るための監督・助言・提言
- 社員会にて当法人の組織的な運営の実効性に関する評価
- 社員の登用、報酬の決定、専門要員の人材育成、人事管理等に関する監督・助言・提言
- 監査法人の日常的監視等、法人内部の品質管理システムが有効に機能しているかの監督・助言・提言
- 内部通報制度等に関する方針や手続きの整備状況についての監督・助言・提言
- 日本公認会計士協会による品質管理レビュー等による指摘を受けた事項に対する改善状況の監督・助言・提言
- クライアント、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に際して、経営監視委員の知見の提供

3. 人的基盤（1 / 5）

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人では、業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持について、「監査の品質管理規程」及び「職業倫理及び独立性に関するマニュアル」にその方針及び手続きを定めております。

また、独立性の規定を遵守していることを確認するため、毎年4月1日現在及び必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理規則実務ガイダンス第3号「監査人の独立性チェックリスト（実務ガイダンス）」により独立性に対する阻害要因の有無を調査しております。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当法人では、業務に係る契約の締結及び更新について、「監査の品質管理規程」及び「契約の新規の締結及び更新に関するマニュアル」を定めており、監査契約の新規の締結については社員会において決定することとしております。

3. 人的基盤（2 / 5）

③ 業務を担当する社員その他の者の採用、教育、訓練、評価及び選任

ア. 社員及び専門職員の報酬の決定に関する事項

当法人の社員の報酬の決定については、「社員報酬規程」に基づき決定しております。社員及び専門職員の報酬については、「監査の品質管理規程」、「専門要員の評価、報酬及び昇進に関するマニュアル」等にしがたい、品質管理を重視した報酬制度に基づき、法人運營業務への貢献度等を評価・考慮することとしております。

イ. 社員及び専門職員の研修に関する事項

当法人の社員及び専門職員の研修について、「監査の品質管理規程」、「研修管理マニュアル」にしがたい、品質管理担当責任者は、監査品質の維持向上のために必要となる研修プログラムを適時適切に提供するとともに、社員及び専門職員が必要な単位数を取得していることを確認しております。また、履修単位不足が判明した場合には、該当する者が速やかに不足の単位数を履修するまで、監査業務に従事することを制限する等の措置を取ることとしております。

3. 人的基盤（3 / 5）

④ 業務の品質の管理の監視に関する措置

当法人では、業務の品質の管理の監視に関する措置として、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されていることを合理的に確保するため、「監査の品質管理規程」及び「品質管理のシステムの監視に関する規程」等において、品質管理システムの監視に関するプロセスを定めております。

⑤ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する責任者の選任その他の責任の所在の明確化に関する措置

当法人では、業務の品質の管理の方針として、「監査の品質管理規程」及び「品質管理のシステムの監視に関する規程」等の品質管理に関する適切な方針及び手続を定めております。品質管理担当責任者は、不正リスクに関する品質管理を含め、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、最高経営責任者が当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うこととしております。

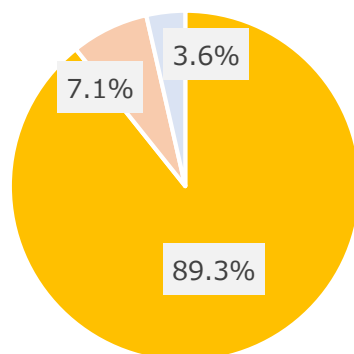
3. 人的基盤（4 / 5）

⑥ 兼業及び副業 当法人では、監査法人の構成員に対して、兼業及び副業を認めております。兼業・副業として、社員が自己又は第三者のために監査法人の業務の範囲に属する業務を原則禁止しております（競業の禁止）。当法人では、非監査業務については、IPO の期首残高調査やショートレビューの他、財務デューデリジェンス等実施に限定しておりますが、社員等が自己又は第三者のために非監査証明業務を行う場合は、当該業務を行うことについて、当該社員等以外の社員等の全員の承認を受けることとしております。なお、現在、社員以外の常勤職員は不在であり、非常勤職員に対しては兼業及び副業の制限を行っておりません。ただし、当法人のクライアントに対する独立性の保持について徹底しており、独立性の阻害要因がないことを確認しております。

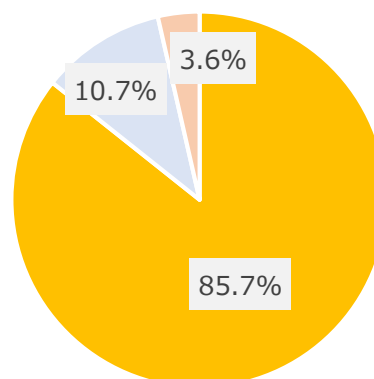
3. 人的基盤（5 / 5）

⑥ 当法人の品質管理体制に関する専門要員への2025年度アンケート結果

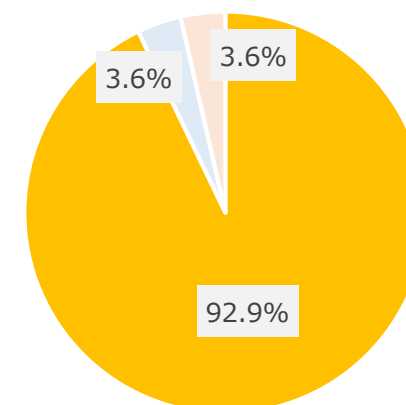
Q1:日ごろから監査品質を重視して業務を行っているか



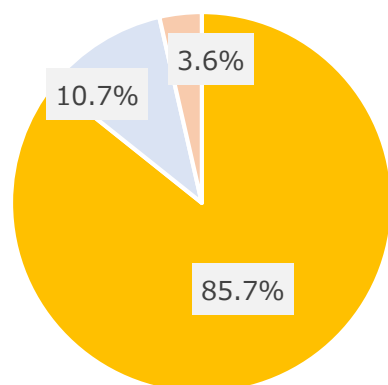
Q2:当法人は品質管理及び情報セキュリティについて重視しているか



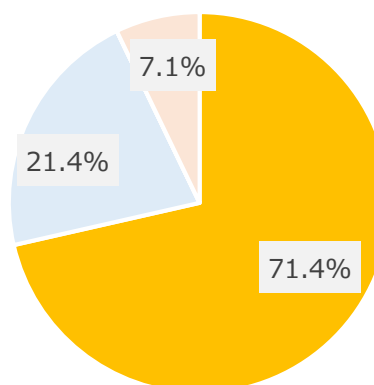
Q3:品質管理責任者のメッセージから常に監査品質が最優先事項であると認識しているか



Q4:当法人の監査現場における教育等は十分であると感じるか



Q5:非監査業務等の経験が監査品質等の向上につながっていると感じるか



- そう思う
- ややそう思う
- ややそう思わない
- そうは思わない
- 回答なし

4. IT基盤（1 / 2）

① IT基盤強化に対する基本的な方針と現状

当法人は「あやめ監査法人セキュリティ・ポリシー（情報セキュリティ対策の基本方針）」、「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ対策マニュアル」及び「インシデントレベルに応じた対応に係る細則」等を定めており、情報セキュリティに関する基本的な考え方やインシデント発生時の対応等についての規程を定めるとともに、非常勤職員を含むすべての専門要員に周知しております。また、情報セキュリティ責任者が、情報セキュリティに関する整備、監視、専門要員に対する教育を担っております。また、情報漏洩リスクを軽減させるため、情報漏洩発生の場合にも、情報セキュリティ責任者を中心としたインシデントレベルに応じた対応策を定めております。

4. IT基盤（2 / 2）

② IT基盤の整備状況

当法人は、IT基盤の整備として、情報管理をすべてクラウドによる一元管理を行っております。また、非常勤職員を含むすべての監査業務を行う専門要員に対して、PCを貸与しております。当法人では、まだ小規模監査法人であり、被監査会社数が限定的であります。監査調書については、紙面調書を排除した電子監査調書を品質管理担当責任者が管理することで対応しております。2025年6月に、電子調書システム（AEM）の導入を決定しております。電子調書システムのリリース後、2026年6月期中に、導入テストを実施し、選定チームでのパイロットテストを行い、2027年6月期に、正式導入する予定であります。

【電子監査調書システムの今後の導入スケジュール】

項目	2025年6月期	2026年6月期		2027年6月期	
	～2025年6月	～2025年12月	～2026年6月	～2026年12月	～2027年6月
情報収集					
システム選定					
導入テスト					
選定チームでのパイロットテスト					
全監査チームへの展開					

5. 財務基盤

① 財務状況に関する事項

当法人は、2022年6月に設立された法人であり、今後、監査業務を拡大させることで、業務報酬額は増加し、安定した財務基盤を確保する方針であります。

【業務報酬額】		(単位：千円)
区分	2024年6月期	2025年6月期
監査業務	35,090	57,200
非監査業務	6,820	17,545
合計	41,910	74,745

② 特定の関与先に依存しない報酬依存度

特定のクライアントからの監査報酬が監査法人の収入全体に占める割合を確認し、報酬依存度が高い場合には、独立性の阻害要因が生じるリスクについて確認しております。

報酬依存度が高い場合には、監査法人が自己の利益を保全しようとする動機となったり、クライアントから不当なプレッシャーを受ける可能性といった阻害要因が生じるリスクがあることから、下記の報酬依存度を下回るような業務運営を行っております。

- ・ 監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体：報酬依存度 15%以下
- ・ 監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体ではない場合：報酬依存度 30%以下

なお、2025年6月期において報酬依存度で超過しているクライアントはありません。

6. 国際対応基盤

① グローバルネットワークへの加盟

当法人は、現時点ではグローバルのネットワークには加盟しておりません。

現時点では、国際対応が必要となる監査業務の受嘱をしておりませんが、将来的に、国際対応が必要な監査業務を行うような場合、国際対応基盤を強化するため、必要に応じてグローバルのネットワークへの加盟を検討いたします。

② 海外子会社等を有するクライアントの監査への対応状況

当法人は、現在、海外に主要な子会社を有する被監査先はありません。今後、海外に主要な子会社等を有するクライアントを受嘱するような場合には、クライアントの海外展開の程度に応じて、海外子会社等に直接往査を行うか、外部の監査事務所等を利用する等により、監査品質の水準を一定水準以上に保ったグループ監査を実施いたします。



III. 監査法人の ガバナンス・コードの適用状況

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（1/12）

原則1	【監査法人が果たすべき役割】 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。
	指針 指針に対する対応策
1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。 代表社員が、監査法人をとりまく監査環境を踏まえた品質管理に関するメッセージについて、監査を実施する社員及び専門要員を対象に、社内研修や定期的なメールによるアナウンス等により、適宜伝達している。
1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。 当法人は、誠実であることを大切に、クライアントと社会をつなぐパートナーとして、資本市場および国民経済の健全な発展に寄与するという経営理念を掲げ、一人ひとりが職業的専門家として自由闊達な意見交換を行える風土を醸成、維持することで監査品質の向上に組織的・継続的に取り組んでいる。
1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。 品質管理を重視した人事評価を行う他、高品質の会計・監査業務を提供できるよう品質管理に重点を置いた体制を構築している。また、フラットな構造であり、一人ひとりが職業的専門家として自由闊達な意見交換を行える風土を醸成維持している。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（2/12）

指針		指針に対する対応策
1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	会計監査をめぐる課題や知見、経験を共有し、内外の研修への参加、最新の情報についての共有を図り、法人内において定期的に伝達を行う他、議論を行える開放的な組織文化・風土の醸成を行っている。
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。	非監査業務については、IPO の期首残高調査やショートレビューの他、財務デューデリジェンス等に限定して実施している。 また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めているが、利益相反のおそれがある場合は、原則として禁止している。なお、社員等が自己又は第三者のために非監査証明業務を行う場合は、当該業務を行うことについて、当該社員等以外の社員等の全員の承認を受けることとしている。なお、現在、社員以外の常勤職員は不在であり、非常勤職員に対しては兼業及び副業の制限を行っていない。ただし、当法人のクライアントに対する独立性の保持について徹底しており、独立性の阻害要因がないことを確認している。
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	現時点では、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を行っていない。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（3/12）

原則2	【組織体制】 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。
	指針 指針に対する対応策
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。 全社員が集まり毎月社員会を開催している他、毎週情報共有ミーティングを実施している。なお、小規模監査法人であるため、経営機関等については設置していないが、社員会の決議事項を速やかに運営できるような体制を取っている。
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 経営機関等については、社員会がその機能をにない、別途特別な期かは設置していない。 全社員が集まり毎月社員会を開催しており、また、毎週定例会議を実施することで社員間のコミュニケーションを図り、監査法人の運営に関する事項を速やかに判断できるような体制を取っている。 ・監査の品質管理に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、全社員で十分に討議することが可能な社員会の運営体制を確保するとともに、必要に応じて経営監視委員からの助言を求め、適正な判断が行える体制を構築している。 また、品質管理担当責任者については、品質管理に対する十分な時間を確保している。 さらに、外部の経営監視委員による、評価・助言を受けることで、継続的にガバナンス体制の強化を推進している。

（次頁に続く）

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（4/12）

指針		指針に対する対応策
2-2	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	・監査上のリスクを把握し、これを適切に対応するため、被監査会社の経営者や監査役等とのコミュニケーションを行い、被監査会社の経営環境等について、意見交換を実施している。
	・法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	・非常勤職員について、原則として、上場会社の監査経験年数等を重視して、公認会計士を採用している。また、品質管理担当責任者は、非常勤職員を含むすべての専門要員に対して、監査品質の維持向上のために必要となる研修プログラムを適時適切に提供するとともに、社員及び専門職員の受講管理を行っている。
	・監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備	・当法人は、IT基盤の整備として、情報管理をすべてクラウドによる一元管理を行っている。また、当法人では、まだ小規模監査法人であるが、今後の規模が拡大を見込み、電子監査調書システムの導入の検討を行っている。
2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	監査法人の経営機能を果たす人員として、社員の登用に際して、監査経験の他、品質管理に対する貢献度等を勘案し、適切な法人運営を行えるような人材を社員として登用する体制を整えている。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（5/12）

原則3	【組織体制】 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。
指針	指針に対する対応策
3-1	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。 社員会は、小規模監査法人のため、監督・評価機関を設けていないが、経営監視委員を選任し、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保している。
3-2	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。 外部の経営監視委員を選任し、監督・評価等を実施している。経営監視委員には、監査法人からの独立性を一定程度確保するとともに、独立性ある第三者の知見を活用する仕組みとなっている。経営監視委員は、当法人の被監査クライアントに対して独立性を有した有識者の中から、当法人における監査従事者ではなく、かつ、その就任前においても当法人において監査従事者であったことがない有識者を選任している。また、経営監視委員は、大手監査法人におけるパートナー経験者として、監査法人の運営に関する知見、経験を有する有識者を選任している。 経営監視委員には、下記指針3-3の業務を行うことを期待している。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（6/12）

指針	指針に対する対応策
3-3 監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。 ・経営機能の実効性向上に資する助言・提言 ・組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	当法人は、経営監視委員に対して、下記の役割を行うことに期待する。 ・監査の品質管理を一定水準以上に保ち、経営機能の実効性向上を図るための監督・助言・提言 ・社員会にて当法人の組織的な運営の実効性に関する評価 ・社員の登用、報酬の決定、専門要員の人材育成、人事管理等に関する監督・助言・提言 ・監査法人の日常的監視、監査業務の定期的検証等、法人内部の品質管理システムが有効に機能しているかの監督・助言・提言 ・内部通報制度等に関する方針や手続の整備状況についての監督・助言・提言 ・日本公認会計士協会による品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会による検査等による指摘を受けた事項に対する改善状況の監督・助言・提言 ・クライアント、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に際して、経営監視委員の知見の提供
3-4 監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	当法人では、社員会を通じて経営監視委員の業務遂行に資する情報の提供を行う他、経営監視委員からの依頼に基づき情報提供を行い、必要となる監督・助言等が行われるような体制を整備している。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（7/12）

原則4	【業務運営】 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及びクライアント等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
指針	
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。
	定期的に専門要員との面談を実施することにより、監査現場からの必要な情報等について適時に共有している他、定期的な会議及び法人内集合研修等を通じて、法人運営の方向性を浸透させる体制を整備している。
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。
	社員及び専門要員の品質管理業務、監査業務への関与実績、教育研修の実施状況について社員会及び品質管理担当責任者がモニタリングしている。 人事評価については、規程に基づき、品質管理業務に対する理解、職業的懐疑心を適正に発揮したかどうかを適切に評価する体制を整備している。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（8/12）

指針	指針に対する対応策
4-3 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	・当法人では各監査チームにおけるメンバーの配置を検討し、社員会において承認している。 ・監査業務の他、アドバイザリー業務等の非監査業務の経験等を通じて品質の高い監査ができるような体制を整備している。 ・当法人では、会計監査に関連する幅広い知見や経験を鑑み、定期的に人事評価を行っている。 ・職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、研修受講できる体制を整え法人内研修の実施等により必要な教育を行っている。
4-4 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	クライアントの経営者との定期的なコミュニケーションを義務化し、識別した事項をリスク評価等へ反映させている。また、監査役等との間では、監査計画や監査結果、不正リスク等に関して適時にコミュニケーションを実施している。
4-5 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	内部及び外部通報制度を整備しており、伝えられた情報については、担当弁護士を通じて適正に活用することとしている。 その際、通報者が不利益を被る危険を懸念することがないよう、外部の弁護士が担当弁護士として窓口となっている。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（9/12）

原則5	【透明性の確保】 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。
指針	指針に対する対応策
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。 「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」として当法人のホームページで公表する予定である。
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。 ・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・監査法人における品質管理システムの状況 ・経営機関等の構成や役割 ・監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 （次頁に続く） ・ P.4 「1. 代表からのメッセージ」に記載している。その他、本報告書の各該当箇所に記載している。 ・ P.24 指針1-2を参照 ・ P.4 「1. 代表からのメッセージ」に記載している。その他、本報告書の各該当箇所で記載している。 ・ P18 「3. 人的基盤」に記載している。 ・ P.7-P.9 「1. 品質管理基盤」に記載している。 ・ P.10-P13 「2. 組織・ガバナンス基盤」に記載している。 ・ P.12-P13 「2. 組織・ガバナンス基盤」に記載している。その他指針3-1を参照

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（10/12）

指針	指針に対する対応策
（前頁から続き） 5-2 ・法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。） ・規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価	・ P.25 指針1-5を参照 ・ P.19－P.20「4．IT基盤」に記載している。 ・ P.14－P.18「3．人的基盤」に記載している。 ・ P.21「5．財務基盤」に記載している。 ・ P.22「6．国際対応基盤」に記載している。 ・ P.7－P.9「1．品質管理基盤」に記載している。その他指針3-1を参照

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（11/12）

指針	指針に対する対応策
5-3 グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。 ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要	現時点では、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を行っていない。
5-4 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。	クライアントとは、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」等を活用し、監査品質の向上に向けた取組みなどについてコミュニケーションを行っている。

監査法人のガバナンス・コードの適用状況（12/12）

指針		指針に対する対応策
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の発行に合わせて評価している。
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。	上記指針5-4、5-5の結果等を社員会で報告し、組織的な運営の改善に向け活用している。